

医療法人静和会浅井病院 居宅療養管理指導事業所 運営規程

1. 事業の目的及び運営の方針

本事業所が実施する事業は、医師または薬剤師による専門的な居宅療養管理指導を通じて、利用者の居宅での療養生活を支援し、その心身の機能維持回復を図ることを目的とします。運営にあたっては、以下の基本方針に基づき、利用者本位のサービス提供に努めます。

- 医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅における療養生活の質の向上を図るため、適切かつ妥当な居宅療養管理指導を提供します。
- 療養上必要な事項について、利用者またはその家族に対し、懇切丁寧に、かつ理解しやすいように指導・説明を行います。
- 常に利用者の病状、心身の状況、および置かれている環境を的確に把握し、適切なサービス提供に努めます。
- 提供した指定居宅療養管理指導の内容は、速やかに診療記録を作成するとともに、医師または歯科医師に報告します。
- 居宅介護支援事業者等に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供や助言を行います。これは、原則としてサービス担当者会議への参加により実施します。

2. 従業者の職種、員数、および職務の内容

- **管理者:** 1 名
 - ・ 指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
 - ・ 従業者が本規程及び関係法令を遵守するよう必要な指揮命令を行います。
- **居宅療養管理指導員:** 1 名以上（医師、薬剤師）
 - ・ 医師または歯科医師の指示に基づき、専門職の立場から居宅療養管理指導を提供します。

3. 営業日および営業時間

- 営業日: 月曜日から土曜日
- 営業時間: 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分
- 休業日: 日曜日、祝日、年末年始

4. 指定居宅療養管理指導の種類および利用料その他の費用の額

- 指定居宅療養管理指導の種類: 医師、および薬剤師による居宅療養管理指導。
- 利用料:
 - 法定代理受領サービスに係る利用料（1 割、2 割、または 3 割負担）
 - 居宅基準第 87 条第 3 項により徴収が認められている交通費
 - その他サービスに係る費用

5. 通常の事業実施地域

東金市、山武市、九十九里町、大網白里市

6. 虐待防止等

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に挙げる事項を実施します。

- 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 虐待防止の為の指針を整備する。
- 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 揚げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

7. ハラスメント等

事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「ハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとします。

- 前項に定めるハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない
 - 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- 事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。
- 事業所は、ハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
- ハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

8. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対して指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 事業所は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

9. 衛生管理等

事業所は感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為に

指針（別紙）を定め必要な措置を講ずるための体制を整備します。

- 事業所における感染症に予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修訓練を定期的に実施する。

10. その他運営に関する重要事項

この運営規定に定める事項の他、運営に関する重要事項については契約書の重要事項説明に基づくものとする。

令和6年4月1日改定
令和8年10月1日改定